

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第四項の政令で定める国際希少野生動植物種として、コツメカワウソ等を追加等すること。

（別表第二関係）

二 法第二十条第一項の政令で定める登録の要件として、ビクーナに関するもの等を変更すること。

（別表第六関係）

三 この政令は、令和元年十一月二十六日から施行すること。